

ガイドライン改訂の進め方

1. これまでの特定計画マニュアル、ガイドライン策定の内容と課題

(1) 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）（2000）

<ポイント>

- ・ 特定鳥獣保護管理計画制度が創設されたことを受け、特定計画の策定手順や内容に関して、地域や問題の違いに対応しつつ、一定の水準と最低限必要な統一性を確保することを目的に策定された。
- ・ マニュアル策定の基本方針は、次の 3 点であった。
 - ① 現在の知見や技術水準、実施体制を考慮し、現実的に実施可能な内容とする。
 - ② 数値基準は必要性和重要性を考慮して設定する。
 - ③ 恒久的なものとは位置付けず、知見や経験の蓄積、技術の進歩等に合わせて改訂を図る。
- ・ 地域個体群の保護管理の目標は、その永続的な存続を図ることと、農作物等への被害を防いで人間社会との共存を達成することとした。
- ・ 保護管理の単位としての地域個体群に関して、便宜的な目安として群れ間の距離が 15km 以上離れている場合を独立した地域個体群と見なした。
- ・ 長期間にわたって野生ニホンザル地域個体群を存続させるためには、最低限 20 群または約 1000 頭、250km² 以上の連続した分布域を確保することを、一応の目安と考えた。

<課題>

- ・ 個体群コントロールに関して、群れ数や分布域を将来どうするのか、どう実行していくのかという点についての記述がほとんどなかった。これは、ニホンザルの個体群コントロールという考え方が浸透しておらず、研究面でも実践面でも取り組みが行われていなかったためであった。

(2) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）（2010）

<ポイント>

- ・ マニュアル作成後の情報の蓄積と状況の変化を踏まえ、特定計画の組み立て方と個体群コントロールに関する記述を追加した。特に個体群コントロールをニホンザルを対象とした特定計画の重要な柱の 1 つとして位置づけ、その適切な実行を進めるための記載に改めた。
- ・ 群れ間の距離が 15km 以上離れている場合を独立した地域個体群と見なすことについては、一律の基準とはせず、地域ごとに、それぞれの状況を勘案して、保護管理の単位を階層的に設定することを提唱した。

- ・保護管理の1つの基本単位として、複数の群れがまとまって分布する塊（群れ集団）を提唱した。
- ・地域個体群を維持していく目安として示された1000頭という数値は、参考とする1つの数値ではあるが、この数値に縛られて何もできないという性格のものではないことを確認し、基本的な見解として示した。

＜課題＞

- ・ニホンザルでは、状況に応じて様々な対応が必要になるが、シカなど他の種のように保護管理の基本的な方策があまり明確になっていない上、適当なモデルがまだなかったこともあり、内容が概念的で具体的な事例がなかった。
- ・対策の実施にあたっては、ニホンザルの特性に応じた計画的な捕獲が必要となるが、捕獲による被害軽減の効果と影響を十分に確認していない事例や、目標や規模等を十分に検討しないままに捕獲している事例が見受けられた。

2. ガイドライン改訂の方向性

- 群れを単位とした対策に関し、各地における事例が蓄積されつつあることから、群れを単位とした対策を推進するため、これらの事例を取り入れたうえで、内容を具体化する。
- ニホンザルの現状を鑑みると、保全を前提としつつも、加害群を大幅に減らすことが大きな課題となっている地域が多い。これらの地域においては、「ニホンザル被害対策強化の考え方」を踏まえ、ニホンザルの効果的な被害対策の実現に向けて、捕獲対策を中心とした考え方を整理する。
- 鳥獣法改正の趣旨を踏まえたうえで、改正鳥獣法に基づく第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画のそれぞれの計画策定に関する考え方を示す。

3. ガイドラインの具体化のポイント

①地域個体群の取り扱いと保護又は管理を図る単位の考え方

地域個体群の定義について、一般的な考え方はあるが、ニホンザルの地域個体群の具体的な区分については、研究分野においても行政においても統一的な見解がない。また、地域個体群の区分によっては、実際に保護又は管理を図る単位と合わない場合があることから、現実的なニホンザルの保護又は管理を図る単位の考え方を整理する必要がある（参考資料2）。

現行のガイドラインにおいて、保護及び管理の単位の一つとして位置づけられている「複数の群れがまとまって分布する塊（群れ集団）」の考え方を踏まえ、一定の単位を原

則として保全することを前提としたうえで、管理を推進する必要がある。

②加害レベルの判定基準

加害レベルの判定基準については、各地で活用されている加害レベルの事例を収集したうえで、参考となる目安を提示し、各地の実状に合わせた適切な基準の作成を促す（参考資料2）。一方で集落ごとの被害レベルを統一的に評価することも防除を考える上で必要である。

③管理を進めるうえで配慮すべき事項の整理

群れごとの管理を進めるうえで、配慮すべき事項を整理する。例えば、群れごとの遺伝的な多様性に配慮することは必要であるが、現状において全ての群れに関する遺伝的な情報があるわけではなく、遺伝的な多様性をもとに保全すべき群れを特定することは困難。このように、配慮すべき事項に関する情報が明らかでない場合、その事項をどのように扱い、どのような手続きをとるべきかについて、考え方を整理する必要がある。（配慮すべき事項に関する情報を把握できるまで管理を一切図ることができないことは避けるべき）

④計画的な管理の進め方・ステップの整理

無計画で対症療法的な捕獲を継続しても、被害は軽減しないことを理解してもらうために、計画的な管理による成果が見られた事例を紹介することが効果的である。地域の状況は様々であり、成功事例を単純に導入できるものではないという認識を持ったうえで、地域の状況に応じて方法を選択することができるよう、成果が見られた事例又は見られなかった事例の共通点を洗い出し、効果的な対策の進め方を一定程度パターン化して提示することが重要である。

また、対策の実施にあたっては、現況把握（生息状況、被害状況など）の重要性や、捕獲対策とセットで行う被害防除・生息環境管理、それらの対策の効果の測定に関する必要性について明記する必要がある。

⑤地域の状況に応じた管理手法の選択肢に関する事例の紹介

既存の管理に関する事例を以下の3タイプに類型化し、紹介する。

ア) 孤立個体群タイプ（兵庫タイプ）

イ) 群れ密集（追い上げ困難）タイプ（三重・滋賀タイプ）

ウ) 水系分布（追い上げ可能）タイプ（宮城タイプ）

⑥対策の実践に向けた実施者向けの対策フローの整備

十分な現況把握ができていない、または、現況がある程度把握できているが、効果的

な対策を実施できていないなど、各段階における課題に対して、どのような取り組みが必要かを整理・明示し、実際に対策に携わっている主体が対策に取り組みやすいような対策フローを作成する。あわせて、より簡便なモニタリング手法や個体数管理方法（方針）について、事例収集・普及する。